

第 3 号議案

業務規程の変更案の総会付議及び認可申請について

(案)

1. 「系統情報の公表の考え方」改定への対応及び一部業務の明確化等を図るため、電気事業法第 28 条の 3 第 3 号に基づき、別紙 1 のとおり業務規程の変更案を次回総会に付議する。
2. 前項の変更案が、総会で議決された後、電気事業法第 28 条の 4 第 3 項及び関係省令に基づき、別紙 2 により経済産業大臣に対し、業務規程の変更認可申請を行う。

以 上

【添付資料】

別紙 1：業務規程変更案（新旧対照表）

別紙 2：業務規程変更認可申請書

電力広域的運営推進機関 業務規程 新旧対照表

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）																
（用語） 第 2 条 本規程で使用する用語は、本規程に特に定めるもののほか、法並びに法に基づいて規定された政令、省令及び本機関の定款において使用する用語の例による。 2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。 一～十七 （略） 十八 「マージン」とは、電力系統の異常時又は需給ひっ迫時その他の緊急的な状況において他の供給区域から連系線を介して電気を受給するため、又は、電力系統を安定に保つために、連系線の運用容量の一部として本機関が管理する容量をいう。 十九～二九 （略） 三〇 「系統情報ガイドライン」とは、「系統情報の公表の考え方」（<u>2 0 1 5 年資電部第 1 7 号</u>）をいう。 三一～三九 （略） （マージンの算出） 第 1 2 9 条 本機関は、翌年度以降のマージンの値について検討を行うため、別表 1 0－1 の連系線を運用する一般送配電事業者たる会員との間で検討会（以下「マージン検討会」という。）を設ける。 2 本機関は、前条のマージンの設定の考え方に基づいたマージン検討会の検討を踏まえ、毎年 2 月末日までに、翌年度以降の長期計画及び年間計画におけるマージンの値を算出する。 3 本機関は、マージン検討会の検討経過及び結果並びに算出したマージンの値を公表する。 4 本機関は、別表 1 2－1（d）に定める公表時期までに、前条のマージンの更新の考え方及びマージン検討会の検討結果に基づきマージンの値を更新し、その値を公表する。 5 本機関は、前項のマージンの更新にあたっては、実需給断面に向け需要の予測精度が高まること等を踏まえ、<u>電力系統を安定的に運用するために必要な場合を除き</u>、マージンの値を別表 1 0－2 の時期に減少し、実需給断面ではゼロとする。この際、実需給断面でマージンを確保する必要がある場合には、予め各連系線に確保するマージンの値及び確保すべき理由を公表する。 別表 1 0－2 マージン減少の時期及び対象期間 <table><tr><td>マージンの減少の時期</td><td>マージンの減少の対象期間</td></tr><tr><td>年間の空容量の算出・公表時</td><td>第 1 年度</td></tr><tr><td>月間の空容量の算出・公表時</td><td>翌々月</td></tr><tr><td>翌々日の空容量の算出・公表時</td><td>翌々日</td></tr></table>	マージンの減少の時期	マージンの減少の対象期間	年間の空容量の算出・公表時	第 1 年度	月間の空容量の算出・公表時	翌々月	翌々日の空容量の算出・公表時	翌々日	（用語） 第 2 条 本規程で使用する用語は、本規程に特に定めるもののほか、法並びに法に基づいて規定された政令、省令及び本機関の定款において使用する用語の例による。 2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。 一～十七 （略） 十八 「マージン」とは、電力系統の異常時又は需給ひっ迫時その他の緊急的な状況において他の供給区域から連系線を介して電気を受給し、<u>若しくは電力系統を安定に保つため、又は、電力市場取引の環境整備のために、</u>連系線の運用容量の一部として本機関が管理する容量をいう。 十九～二九 （略） 三〇 「系統情報ガイドライン」とは、「系統情報の公表の考え方」（<u>2 0 1 6 年資電部第 7 号</u>）をいう。 三一～三九 （略） （マージンの算出） 第 1 2 9 条 本機関は、翌年度以降のマージンの値について検討を行うため、別表 1 0－1 の連系線を運用する一般送配電事業者たる会員との間で検討会（以下「マージン検討会」という。）を設ける。 2 本機関は、前条のマージンの設定の考え方に基づいたマージン検討会の検討を踏まえ、毎年 2 月末日までに、翌年度以降の長期計画及び年間計画におけるマージンの値を算出する。 3 本機関は、マージン検討会の検討経過及び結果並びに算出したマージンの値を公表する。 4 本機関は、別表 1 2－1（d）に定める公表時期までに、前条のマージンの更新の考え方及びマージン検討会の検討結果に基づきマージンの値を更新し、その値を公表する。 5 本機関は、前項のマージンの更新にあたっては、実需給断面に向け需要の予測精度が高まること等を踏まえ、<u>設定されたマージンが必要な場合を除き</u>、マージンの値を別表 1 0－2 の時期に減少し、実需給断面ではゼロとする。この際、実需給断面でマージンを確保する必要がある場合には、予め各連系線に確保するマージンの値及び確保すべき理由を公表する。 別表 1 0－2 マージン減少の時期及び対象期間 <table><tr><td>マージンの減少の時期</td><td>マージンの減少の対象期間</td></tr><tr><td>年間の空容量の算出・公表時</td><td>第 1 年度</td></tr><tr><td>月間の空容量の算出・公表時</td><td>翌々月</td></tr><tr><td>翌々日の空容量の算出・公表時</td><td>翌々日</td></tr></table>	マージンの減少の時期	マージンの減少の対象期間	年間の空容量の算出・公表時	第 1 年度	月間の空容量の算出・公表時	翌々月	翌々日の空容量の算出・公表時	翌々日
マージンの減少の時期	マージンの減少の対象期間																
年間の空容量の算出・公表時	第 1 年度																
月間の空容量の算出・公表時	翌々月																
翌々日の空容量の算出・公表時	翌々日																
マージンの減少の時期	マージンの減少の対象期間																
年間の空容量の算出・公表時	第 1 年度																
月間の空容量の算出・公表時	翌々月																
翌々日の空容量の算出・公表時	翌々日																

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
（連系線の計画潮流の管理） 第 1 3 4 条 本機関は、次の各号に定める手順により、連系線の計画潮流の管理を行う。 一 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、原則として、供給開始日の 1 0 営業日前までに、連系線の利用を希望する者から別表 1 0－3 に定める計画潮流の断面ごとに連系線の利用希望量を示した計画（以下「連系線希望計画」という。）の提出を受ける。（以下、連系線希望計画を提出した者を「連系線利用申込者」という。） 二 本機関は、提出を受けた連系線希望計画を、連系線の利用に係る送電経路上の一般送配電事業者たる会員（以下「関連一般送配電事業者」という。）に対して、送付する。 三 本機関は、提出を受けた連系線希望計画から順に、第 1 3 7 条に定めるところにより、連系線希望計画が計画潮流に登録可能であるか否かの判定（以下「送電可否判定」という。）を行う。 四 本機関は、送電可否判定において連系線希望計画を送電可能と判定した場合（第 1 3 7 条第 1 項により一部を送電可能と判定する場合を含む。）、判定した時刻を当該連系線希望計画の登録時刻とし（以下「時刻登録」という。）、当該連系線希望計画（一部を送電可能と判定した場合は送電可能となる断面に限る。）を計画潮流に登録する（以下「容量登録」という。）。 五 本機関は、供給開始日の 2 日前の 1 2 時までに、新規の容量登録を完了する。但し、第 2 項に定める卸電力取引所の取引及び本機関の指示等に基づく連系線の利用については、供給開始日の 2 日前の 1 2 時以降であっても、新規の送電可否判定及び容量登録を行う。 六 本機関は、連系線希望計画の容量登録を行った場合は、連系線利用申込者及び関連一般送配電事業者に対して、その旨を通知する（以下、容量登録された連系線希望計画を「連系線利用計画」という。）。 2 本機関は、前項に掲げる場合のほか、卸電力取引所から、先渡取引、スポット取引及び 1 時間前取引において約定しようとする取引情報の通知を受けた場合には、前項に準じて、送電可否判定及び容量登録を行う。 （新設） （更新した連系線利用計画の提出） 第 1 3 8 条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、連系線利用計画を有する者（以下「連系線利用者」という。）から、次の各号に掲げる計画の提出を受ける。 一 作業停止計画の調整用に更新された連系線利用計画 二 空容量算出用に更新された連系線利用計画（更新利用計画） （新設）	（連系線の計画潮流の管理） 第 1 3 4 条 本機関は、次の各号に定める手順により、連系線の計画潮流の管理を行う。 一 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、原則として、供給開始日の 1 0 営業日前までに、連系線の利用を希望する者から別表 1 0－3 に定める計画潮流の断面ごとに連系線の利用希望量を示した計画（以下「連系線希望計画」という。）の提出を受ける。（以下、連系線希望計画を提出した者を「連系線利用申込者」という。） 二 本機関は、提出を受けた連系線希望計画を、連系線の利用に係る送電経路上の一般送配電事業者たる会員（以下「関連一般送配電事業者」という。）に対して、送付する。 三 本機関は、提出を受けた連系線希望計画から順に、第 1 3 7 条に定めるところにより、連系線希望計画が計画潮流に登録可能であるか否かの判定（以下「送電可否判定」という。）を行う。 四 本機関は、送電可否判定において連系線希望計画を送電可能と判定した場合（第 1 3 7 条第 1 項により一部を送電可能と判定する場合を含む。）、判定した時刻を当該連系線希望計画の登録時刻とし（以下「時刻登録」という。）、当該連系線希望計画（一部を送電可能と判定した場合は送電可能となる断面に限る。）を計画潮流に登録する（以下「容量登録」という。）。 五 本機関は、供給開始日の 2 日前の 1 2 時までに、新規の容量登録を完了する。但し、第 2 項に定める卸電力取引所の取引及び本機関の指示等に基づく連系線の利用については、供給開始日の 2 日前の 1 2 時以降であっても、新規の送電可否判定及び容量登録を行う。 六 本機関は、連系線希望計画の容量登録を行った場合は、連系線利用申込者及び関連一般送配電事業者に対して、その旨を通知する（以下、容量登録された連系線希望計画を「連系線利用計画」という。）。 2 本機関は、前項に掲げる場合のほか、卸電力取引所から、先渡取引、スポット取引及び 1 時間前取引において約定しようとする取引情報の通知を受けた場合には、前項に準じて、送電可否判定及び容量登録を行う。 3 本機関は、連系線の空容量が増加する場合であって、その全部又は一部に対して特定の電源からの供給に利用することを前提に費用の応分の負担が行われるときは、連系線希望計画の受付期間を事前に公表の上、公平性及び透明性が確保された方法によって、連系線希望計画の提出を希望する者を募集することができる。この場合、連系線希望計画の登録時刻は同時刻とする。但し、費用負担が行われた対象の電源から供給される連系線希望計画については、費用負担に応じた容量の範囲内において、他の連系線希望計画に先立って提出を受ける。 （更新された連系線利用計画の受付） 第 1 3 8 条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、連系線利用計画を有する者（以下「連系線利用者」という。）から、次の各号に掲げる計画の提出を受ける。 一 作業停止計画の調整用に更新された連系線利用計画 二 空容量算出用に更新された連系線利用計画（更新利用計画） 2 前項の計画が、送配電等業務指針で定める期限までに提出されなかったときは、更新前の連系線利用計画と同一の連系線利用計画（更新前後で別表 1 0－3 に定める断面が異な

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）					変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）						
					<u>る場合は、更新前の計画値を更新後の断面に変換した連系線利用計画）が提出されたものとみなす。</u>						
（連系線の計画潮流の更新） 第 1 3 9 条 （略） 2 ～ 4 （略） 5 本機関は、連系線利用計画の翌日計画の更新により、翌日の連系線利用計画を確定し、これを通告値（連系線に流れる電力として 3 0 分単位で連系線利用者が本機関及び全ての<u>関連一般電気事業者</u>に通告した値をいう。以下同じ。）として取り扱う。					（連系線の計画潮流の更新） 第 1 3 9 条 （略） 2 ～ 4 （略） 5 本機関は、連系線利用計画の翌日計画の更新により、翌日の連系線利用計画を確定し、これを通告値（連系線に流れる電力として 3 0 分単位で連系線利用者が本機関及び全ての<u>関連一般送配電事業者</u>に通告した値をいう。以下同じ。）として取り扱う。						
第 1 1 章 作業停止計画の調整					第 1 1 章 作業停止計画の調整						
別表 1 1 － 2 作業停止計画調整における各期日					別表 1 1 － 2 作業停止計画調整における各期日						
業務内容		種別		その他	業務内容		種別		その他		
		年間計画 （翌年度・翌々年度）	月間計画 （翌月・翌々月）	年 間 及 び 月 間 計 画 の 変 更 ・ 追 加			年 間 計 画 （翌年度・翌々年度）	月間計画 （翌月・翌々月）	年 間 及 び 月 間 計 画 の 変 更 ・ 追 加		
発電設備及び広域連系系統等の作業停止計画の提出 （※ 1）	原案	毎年 1 0 月末頃	毎月 1 日頃	不定期 (速やかに)	発電設備及び広域連系系統等の作業停止計画の提出 （※ 1）	原案	毎年 1 0 月末頃	毎月 1 日頃	不定期 (速やかに)		
	調整案	毎年 1 2 月末頃	毎月 1 0 日頃			調整案	毎年 1 2 月末頃	毎月 1 0 日頃			
	最終案	毎年 2 月中旬	毎月中旬			最終案	毎年 2 月中旬	毎月中旬			
広域連系系統等の作業停止計画の共有	原案	一般送配電事業者たる会員からの提出後（速やかに）	一般送配電事業者たる会員からの提出後（速やかに）		不定期 (速やかに)	広域連系系統等の作業停止計画の共有	原案	一般送配電事業者たる会員からの提出後（速やかに）		一般送配電事業者たる会員からの提出後（速やかに）	不定期 (速やかに)
	調整案	一般送配電事業者たる会員からの提出後（速やかに）	一般送配電事業者たる会員からの提出後（速やかに）				調整案	一般送配電事業者たる会員からの提出後（速やかに）		一般送配電事業者たる会員からの提出後（速やかに）	
	承認・決定計画(※ 2)	毎年 3 月 1 日	毎月 2 0 日				承認・決定計画(※ 2)	毎年 3 月 1 日		毎月 2 0 日	
作業停止計画の調整案の調整		毎年 1 月(必要により 2 月実施可)	必要に応じて実施		作業停止計画の調整案の調整		毎年 1 月(必要により 2 月実施可)	必要に応じて実施			
本機関による作業停止計画の承認（※ 3）		毎年 2 月 <u>中</u> 旬	毎月中旬 (翌月分)	不定期 (速やかに)	本機関による作業停止計画の承認（※ 3）		毎年 2 月 <u>下</u> 旬	毎月中旬 (翌月分)	不定期 (速やかに)		
（※ 1）本機関へ提出する作業停止計画の具体的な提出期日については、曜日回り等を考慮し、別途、本機関が定め、毎年 2 月末日までに公表する。 （※ 2）本機関による承認後、一般送配電事業者が決定した計画					（※ 1）本機関へ提出する作業停止計画の具体的な提出期日については、曜日回り等を考慮し、別途、本機関が定め、毎年 2 月末日までに公表する。 （※ 2）本機関による承認後、一般送配電事業者が決定した計画						

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）																
（※３）本機関が承認する作業停止計画の具体的な期日については、曜日回り等を考慮し、別途、本機関が定め、毎年２月末日までに公表する。	（※３）本機関が承認する作業停止計画の具体的な期日については、曜日回り等を考慮し、別途、本機関が定め、毎年２月末日までに公表する。																
第１２章 系統情報の公表 （系統情報の公表） 第１６８条 本機関は、法第２８条の４０第８号及び系統情報ガイドラインに基づき、広域連系系統の利用に資する情報を公表する。 ２ 前項により公表する情報の項目及び公表時期は、別表１２－１に定めるところによる。 ３ <u>会員</u>は、第１項の公表業務に必要な情報<u>を</u>、遅滞なく本機関に提供しなければならない。	第１２章 系統情報の公表 （系統情報の公表） 第１６８条 本機関は、法第２８条の４０第８号及び系統情報ガイドラインに基づき、広域連系系統の利用に資する情報を公表する。 ２ 前項により公表する情報の項目及び公表時期は、別表１２－１に定めるところによる。 ３ <u>本機関</u>は、第１項の公表業務に必要な情報<u>の提供を会員に求め、必要な情報の提供を受ける。</u>																
別表１２－１ 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	別表１２－１ 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期																
<table> <tr> <th>情報の項目</th><th>公表時期 (更新周期)</th></tr> <tr> <td>(a)系統の空容量、流通設備計画 ・系統の空容量に関し、簡易的に地図上に記載した送電系統図（特別高圧以上）（※１） ・流通設備建設計画（※２）</td><td>都度</td></tr> <tr> <td>(b)需給関連情報 ・全国及び供給区域別の需給予想（送電端電力） 長期：第３～１０年度の各年度の最大時需要電力と供給電力 年間：第１～２年度の各月の最大時需要電力と供給電力 月間：翌月、翌々月の各週の最大時需要電力と供給電力 週間：翌週、翌々週の日別の最大時・最小時需要電力並びに最大時需要電力における供給電力、使用率及び予備率 翌日：翌日の最大時・最小時需要電力と予想時刻並びに最大時需要電力における供給電力、使用率及び予備率 当日：当日における最大時・最小時需要電力と予想時刻並びに最大時需要電力の供給電力、使用率及び予備率 ・全国及び供給区域別の需要電力実績等（※４） 当日：当日、前日の需要実績カーブ、需要実績、使用率及び最大使用率、当日の周波数（５０／６０Ｈｚ代表地点の瞬時値） (新設) (新設)</td><td>長期：毎年３月末日 年間：毎年３月末日 月間：毎月末日 週間：毎週木曜日 翌日：毎日（※３） １７時３０分以降速やかに 当日：都度 （需要実績カーブ：５分周期） （需要予測及び実績グラフ：１時間周期） （周波数現在値：３０秒周期） （周波数実績値：５分周期） (新設) (新設)</td></tr> <tr> <td>(c)再生可能エネルギーの出力抑制に関する情報（※５） ・出力抑制が行われた供給区域 ・出力抑制が行われた日、時間帯 ・出力抑制の給電指令が行われた出力の合計（時間帯ごと） ・出力抑制の理由（「下げ調整力不足」等の要因）</td><td>出力抑制が行われた日の属する月の翌月</td></tr> </table>	情報の項目	公表時期 (更新周期)	(a)系統の空容量、流通設備計画 ・系統の空容量に関し、簡易的に地図上に記載した送電系統図（特別高圧以上）（※１） ・流通設備建設計画（※２）	都度	(b)需給関連情報 ・全国及び供給区域別の需給予想（送電端電力） 長期：第３～１０年度の各年度の最大時需要電力と供給電力 年間：第１～２年度の各月の最大時需要電力と供給電力 月間：翌月、翌々月の各週の最大時需要電力と供給電力 週間：翌週、翌々週の日別の最大時・最小時需要電力並びに最大時需要電力における供給電力、使用率及び予備率 翌日：翌日の最大時・最小時需要電力と予想時刻並びに最大時需要電力における供給電力、使用率及び予備率 当日：当日における最大時・最小時需要電力と予想時刻並びに最大時需要電力の供給電力、使用率及び予備率 ・全国及び供給区域別の需要電力実績等（※４） 当日：当日、前日の需要実績カーブ、需要実績、使用率及び最大使用率、当日の周波数（５０／６０Ｈｚ代表地点の瞬時値） (新設) (新設)	長期：毎年３月末日 年間：毎年３月末日 月間：毎月末日 週間：毎週木曜日 翌日：毎日（※３） １７時３０分以降速やかに 当日：都度 （需要実績カーブ：５分周期） （需要予測及び実績グラフ：１時間周期） （周波数現在値：３０秒周期） （周波数実績値：５分周期） (新設) (新設)	(c)再生可能エネルギーの出力抑制に関する情報（※５） ・出力抑制が行われた供給区域 ・出力抑制が行われた日、時間帯 ・出力抑制の給電指令が行われた出力の合計（時間帯ごと） ・出力抑制の理由（「下げ調整力不足」等の要因）	出力抑制が行われた日の属する月の翌月	<table> <tr> <th>情報の項目</th><th>公表時期 (更新周期)</th></tr> <tr> <td>(a)系統の空容量、流通設備計画 ・系統の空容量に関し、簡易的に地図上に記載した送電系統図（特別高圧以上）（※１） ・流通設備建設計画（※２）</td><td>都度</td></tr> <tr> <td>(b)需給関連情報 ・全国及び供給区域別の需給予想（送電端電力） 長期：第３～１０年度の各年度の最大時需要電力と供給電力 年間：第１～２年度の各月の最大時需要電力と供給電力 月間：翌月、翌々月の各週の最大時需要電力と供給電力 週間：翌週、翌々週の日別の最大時・最小時需要電力並びに最大時需要電力における供給電力、使用率及び予備率 翌日：翌日の最大時・最小時需要電力と予想時刻並びに最大時需要電力における供給電力、使用率及び予備率 当日：当日における最大時・最小時需要電力と予想時刻並びに最大時需要電力の供給電力、使用率及び予備率 ・全国及び供給区域別の<u>現在の</u>需要電力実績等（※４） 当日：当日、前日の<u>需要実績カーブ</u>、需要実績、使用率及び最大使用率、当日の周波数（５０／６０Ｈｚ代表地点の瞬時値） <u>・供給区域別の需要実績（１時間値）</u> <u>・供給区域別の供給実績（電源種別、１時間値）</u></td><td>長期：毎年３月末日 年間：毎年３月末日 月間：毎月末日 週間：毎週木曜日 翌日：毎日（※３） １７時３０分以降速やかに 当日：都度 （需要実績カーブ：５分周期） （需要予測及び実績グラフ：１時間周期） （周波数現在値：３０秒周期） （周波数実績値：５分周期） 供給区域別の需要実績：四半期毎 供給区域別の供給実績：四半期毎</td></tr> <tr> <td>(c)再生可能エネルギーの出力抑制に関する情報（※５） ・出力抑制が行われた供給区域 ・出力抑制が行われた日、時間帯 ・出力抑制の給電指令が行われた出力の合計（時間帯ごと） ・出力抑制の理由（「下げ調整力不足」等の要因）</td><td>出力抑制が行われた日の属する月の翌月</td></tr> </table>	情報の項目	公表時期 (更新周期)	(a)系統の空容量、流通設備計画 ・系統の空容量に関し、簡易的に地図上に記載した送電系統図（特別高圧以上）（※１） ・流通設備建設計画（※２）	都度	(b)需給関連情報 ・全国及び供給区域別の需給予想（送電端電力） 長期：第３～１０年度の各年度の最大時需要電力と供給電力 年間：第１～２年度の各月の最大時需要電力と供給電力 月間：翌月、翌々月の各週の最大時需要電力と供給電力 週間：翌週、翌々週の日別の最大時・最小時需要電力並びに最大時需要電力における供給電力、使用率及び予備率 翌日：翌日の最大時・最小時需要電力と予想時刻並びに最大時需要電力における供給電力、使用率及び予備率 当日：当日における最大時・最小時需要電力と予想時刻並びに最大時需要電力の供給電力、使用率及び予備率 ・全国及び供給区域別の <u>現在の</u> 需要電力実績等（※４） 当日：当日、前日の <u>需要実績カーブ</u> 、需要実績、使用率及び最大使用率、当日の周波数（５０／６０Ｈｚ代表地点の瞬時値） <u>・供給区域別の需要実績（１時間値）</u> <u>・供給区域別の供給実績（電源種別、１時間値）</u>	長期：毎年３月末日 年間：毎年３月末日 月間：毎月末日 週間：毎週木曜日 翌日：毎日（※３） １７時３０分以降速やかに 当日：都度 （需要実績カーブ：５分周期） （需要予測及び実績グラフ：１時間周期） （周波数現在値：３０秒周期） （周波数実績値：５分周期） 供給区域別の需要実績：四半期毎 供給区域別の供給実績：四半期毎	(c)再生可能エネルギーの出力抑制に関する情報（※５） ・出力抑制が行われた供給区域 ・出力抑制が行われた日、時間帯 ・出力抑制の給電指令が行われた出力の合計（時間帯ごと） ・出力抑制の理由（「下げ調整力不足」等の要因）	出力抑制が行われた日の属する月の翌月
情報の項目	公表時期 (更新周期)																
(a)系統の空容量、流通設備計画 ・系統の空容量に関し、簡易的に地図上に記載した送電系統図（特別高圧以上）（※１） ・流通設備建設計画（※２）	都度																
(b)需給関連情報 ・全国及び供給区域別の需給予想（送電端電力） 長期：第３～１０年度の各年度の最大時需要電力と供給電力 年間：第１～２年度の各月の最大時需要電力と供給電力 月間：翌月、翌々月の各週の最大時需要電力と供給電力 週間：翌週、翌々週の日別の最大時・最小時需要電力並びに最大時需要電力における供給電力、使用率及び予備率 翌日：翌日の最大時・最小時需要電力と予想時刻並びに最大時需要電力における供給電力、使用率及び予備率 当日：当日における最大時・最小時需要電力と予想時刻並びに最大時需要電力の供給電力、使用率及び予備率 ・全国及び供給区域別の需要電力実績等（※４） 当日：当日、前日の需要実績カーブ、需要実績、使用率及び最大使用率、当日の周波数（５０／６０Ｈｚ代表地点の瞬時値） (新設) (新設)	長期：毎年３月末日 年間：毎年３月末日 月間：毎月末日 週間：毎週木曜日 翌日：毎日（※３） １７時３０分以降速やかに 当日：都度 （需要実績カーブ：５分周期） （需要予測及び実績グラフ：１時間周期） （周波数現在値：３０秒周期） （周波数実績値：５分周期） (新設) (新設)																
(c)再生可能エネルギーの出力抑制に関する情報（※５） ・出力抑制が行われた供給区域 ・出力抑制が行われた日、時間帯 ・出力抑制の給電指令が行われた出力の合計（時間帯ごと） ・出力抑制の理由（「下げ調整力不足」等の要因）	出力抑制が行われた日の属する月の翌月																
情報の項目	公表時期 (更新周期)																
(a)系統の空容量、流通設備計画 ・系統の空容量に関し、簡易的に地図上に記載した送電系統図（特別高圧以上）（※１） ・流通設備建設計画（※２）	都度																
(b)需給関連情報 ・全国及び供給区域別の需給予想（送電端電力） 長期：第３～１０年度の各年度の最大時需要電力と供給電力 年間：第１～２年度の各月の最大時需要電力と供給電力 月間：翌月、翌々月の各週の最大時需要電力と供給電力 週間：翌週、翌々週の日別の最大時・最小時需要電力並びに最大時需要電力における供給電力、使用率及び予備率 翌日：翌日の最大時・最小時需要電力と予想時刻並びに最大時需要電力における供給電力、使用率及び予備率 当日：当日における最大時・最小時需要電力と予想時刻並びに最大時需要電力の供給電力、使用率及び予備率 ・全国及び供給区域別の <u>現在の</u> 需要電力実績等（※４） 当日：当日、前日の <u>需要実績カーブ</u> 、需要実績、使用率及び最大使用率、当日の周波数（５０／６０Ｈｚ代表地点の瞬時値） <u>・供給区域別の需要実績（１時間値）</u> <u>・供給区域別の供給実績（電源種別、１時間値）</u>	長期：毎年３月末日 年間：毎年３月末日 月間：毎月末日 週間：毎週木曜日 翌日：毎日（※３） １７時３０分以降速やかに 当日：都度 （需要実績カーブ：５分周期） （需要予測及び実績グラフ：１時間周期） （周波数現在値：３０秒周期） （周波数実績値：５分周期） 供給区域別の需要実績：四半期毎 供給区域別の供給実績：四半期毎																
(c)再生可能エネルギーの出力抑制に関する情報（※５） ・出力抑制が行われた供給区域 ・出力抑制が行われた日、時間帯 ・出力抑制の給電指令が行われた出力の合計（時間帯ごと） ・出力抑制の理由（「下げ調整力不足」等の要因）	出力抑制が行われた日の属する月の翌月																

変 更 前 (変更点に下線)			変 更 後 (変更点に下線)		
情報の項目	公表時期 (更新周期)		情報の項目	公表時期 (更新周期)	
(d)連系線に関する情報 ・空容量、運用容量、マージン、計画潮流 長期：第 3～10 年度の各年度での平常系統における最大需要時の値（最大需要時以外で空容量が小さくなると予想される場合、その断面の値を併記することができる） 年間：3 か月先～第 2 年度末までの日別の昼間帯／夜間帯の値 月間：3 週間先～2 か月先までの日別の昼間帯／夜間帯の値 週間：3 日先～2 週間先までの 30 分ごとの値 翌々日：翌日～翌々日の 30 分ごとの値 当日～翌日：当日～翌日の 30 分ごとの値 （新設） ・運用容量の決定要因（熱容量/同期安定性/電圧安定性/周波数維持面の区別） ・作業停止等に伴い運用容量が減少する連系線の名称、運用容量減少後の空容量等、制限する理由等 ・送電可否判定「否」の件数及び延べ量 ・系統利用者の利用登録を可能とするマージン ・各交直変換設備の利用に関する制約内容 （交直変換設備の最低潮流、交直変換設備の潮流きざみ幅、その他交直変換設備の利用に関する設備上の制約）	長期：毎年 3 月末日（※6） 年間：毎年 3 月 15 日（※6） （毎年 10 月末日）（※7） 月間：毎月 20 日（※6） 週間：毎週木曜日（※6） 翌々日：前々日 15 時（※3） 当日～翌日：受給日の前日 17 時（※3） 但し上記にかかわらず、運用容量、計画潮流、マージンの変更があれば都度更新する。 （新設） 交直変換設備の利用に関する制約内容は都度更新する。		(d)連系線に関する情報 ・空容量、運用容量、マージン、計画潮流 長期：第 3～10 年度の各年度での平常系統における最大需要時の値（最大需要時以外で空容量が小さくなると予想される場合、その断面の値を併記することができる） 年間：3 か月先～第 2 年度末までの日別の昼間帯／夜間帯の値 月間：3 週間先～2 か月先までの日別の昼間帯／夜間帯の値 週間：3 日先～2 週間先までの 30 分ごとの値 翌々日：翌日～翌々日の 30 分ごとの値 当日～翌日：当日～翌日の 30 分ごとの値 実績：長期～当日の更新された最終の値 ・運用容量の決定要因（熱容量/同期安定性/電圧安定性/周波数維持面の区別） ・作業停止等に伴い運用容量が減少する連系線の名称、運用容量減少後の空容量等、制限する理由等 ・送電可否判定「否」の件数及び延べ量 ・系統利用者の利用登録を可能とするマージン ・各交直変換設備の利用に関する制約内容 （交直変換設備の最低潮流、交直変換設備の潮流きざみ幅、その他交直変換設備の利用に関する設備上の制約）	長期：毎年 3 月末日（※6） 年間：毎年 3 月 15 日（※6） （毎年 10 月末日）（※7） 月間：毎月 20 日（※6） 週間：毎週木曜日（※6） 翌々日：前々日 15 時（※3） 当日～翌日：受給日の前日 17 時（※3） 但し上記にかかわらず、運用容量、計画潮流、マージンの変更があれば都度更新する。 実績：翌日 0 時 交直変換設備の利用に関する制約内容は都度更新する。	
(e) 地内基幹送電線に関する情報（※8） ・予想潮流 長期：第 5 年度の最大需要時の系統図及び値 年間：第 1 年度の最大需要時の系統図及び値 ・運用容量 長期：第 5 年度の最大需要時の値 年間：第 1 年度の最大需要時の値 当日：当日の最大需要時の値 （新設）	長期：毎年 3 月末日 年間：毎年 3 月末日 当日：前日 24 時 （新設）		(e) 地内基幹送電線に関する情報（※8） ・予想潮流 長期：第 5 年度の最大需要時の系統図及び値 年間：第 1 年度の最大需要時の系統図及び値 ・運用容量 長期：第 5 年度の最大需要時の値 年間：第 1 年度の最大需要時の値 当日：当日の最大需要時の値 実績：当日の最大需要時の値	長期：毎年 3 月末日 年間：毎年 3 月末日 当日：当日 0 時 実績：翌日 0 時	
(f)連系線及び地内基幹送電線（※8）の作業停止計画、実績（※9） （申請者名、作業件名、作業開始・終了時刻（計画・実績）、連続/毎日の停止区分、作業内容、制約箇所、作業中/作業終了等の実施状況、新規/変更等の申請区分、年間計画/月間計画等の計画区分、変更理由）	年間：毎年 3 月 1 日 月間：毎月 20 日 計画外：都度		(f)連系線及び地内基幹送電線（※8）の作業停止計画、実績（※9） （申請者名、作業件名、作業開始・終了時刻（計画・実績）、連続/毎日の停止区分、作業内容、制約箇所、作業中/作業終了等の実施状況、新規/変更等の申請区分、年間計画/月間計画等の計画区分、変更理由）	年間：毎年 3 月 1 日 月間：毎月 20 日 計画外：都度	
(g)連系線及び地内基幹送電線（※8）の潮流 （現在潮流〔瞬時値〕、潮流実績）	（連系線：5 分周期） （地内基幹送電線：30 分周期）		(g)連系線及び地内基幹送電線（※8）の潮流 （現在潮流〔瞬時値〕、潮流実績）	（連系線：5 分周期） （地内基幹送電線：30 分周期）	
(h)連系線及び連系線の運用容量に影響を与えた地内基幹送電線（※8）の故障状況 （設備名、発生時刻、復旧状況、原因）	都度		(h)連系線及び連系線の運用容量に影響を与えた地内基幹送電線（※8）の故障状況 （設備名、発生時刻、復旧状況、原因）	都度	
(i)接続検討の工事費負担金に含まれる送変電設備の標準的な単価（※10）	都度		(i)接続検討の工事費負担金に含まれる送変電設備の標準的な単価（※10）	都度	
（※1）「系統情報ガイドライン」による。 （※2）最新の供給計画において記載されているものとする。 （※3）公表の当日が休業日のときも、本表に定める公表時期のとおりとする。 （※4）全国計は、50／60Hz エリア別合計、9 社合計及び 10 社合計			（※1）「系統情報ガイドライン」による。 （※2）最新の供給計画において記載されているものとする。 （※3）公表の当日が休業日のときも、本表に定める公表時期のとおりとする。 （※4）全国計は、50／60Hz エリア別合計、9 社合計及び 10 社合計		

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
（※５）公表する事項は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則に準ずる。また、当該公表があったときは、本機関が事後検証を行う。 （※６）長期～週間は、休業日等を考慮した公表スケジュールを公表する。但し、送電可否判定情報は除く。 （※７）年間データのうち系統利用者の利用登録を可能とするマージンに係る第２年度のデータについては、毎年１０月末に公表する。 （※８）電源線や専用線等については、個々の電源の運転状況や需要者の電力使用状況を推測されるため、原則として公開しない。 （※９）作業開始・終了時刻の実績の公表は、連系線及び連系線の運用容量に影響を与える地内基幹送電線を対象とする。 （※１０）一般送配電事業者が策定し、本機関が内容を確認の上、公表する。	（※５）公表する事項は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則に準ずる。また、当該公表があったときは、本機関が事後検証を行う。 （※６）長期～週間は、休業日等を考慮した公表スケジュールを公表する。但し、送電可否判定情報は除く。 （※７）年間データのうち系統利用者の利用登録を可能とするマージンに係る第２年度のデータについては、毎年１０月末に公表する。 （※８）電源線や専用線等については、個々の電源の運転状況や需要者の電力使用状況を推測されるため、原則として公開しない。 （※９）作業開始・終了時刻の実績の公表は、連系線及び連系線の運用容量に影響を与える地内基幹送電線を対象とする。 （※１０）一般送配電事業者が策定し、本機関が内容を確認の上、公表する。
第１７章 指導・勧告・検証 （指導・勧告の実施） 第１７９条 本機関は、電気供給事業者が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、法第２８条の４０第６号に基づき、当該電気供給事業者に対する指導又は勧告を行う。 一 第１０５条の需給状況の監視の業務において、小売電気事業者及び登録特定送配電事業者たる会員が、過去の実績等に照らして需要に対する適正な供給力を確保する見込みがないとき又は一般送配電事業者たる会員が調整力の確保に努めていないとき 二～八（略）	第１７章 指導・勧告・検証 （指導・勧告の実施） 第１７９条 本機関は、電気供給事業者が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、法第２８条の４０第６号に基づき、当該電気供給事業者に対する指導又は勧告を行う。 一 第１０５条の需給状況の監視の業務において、小売電気事業者（登録特定送配電事業者を含む。）たる会員が、過去の実績等に照らして需要に対する適正な供給力を確保する見込みがないとき又は一般送配電事業者たる会員が調整力の確保に努めていないとき 二～八（略）
（新設）	<u>附則（平成２８年 月 日）</u> <u>（施行期日）</u> <u>第１条 本規程は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。</u> <u>（供給区域別の供給実績の公表）</u> <u>第２条 本機関は、第１６８条別表１２－１（b）に定めるもののうち供給区域別の需要実績及び供給実績の公表については、広域機関システム及び一般送配電事業者において必要となるシステムの改修完了後から行う。</u> <u>（連系線希望計画の提出を希望する者の募集）</u> <u>第３条 第１３４条第３項は、広域系統整備委員会の検討を踏まえた広域系統整備計画に基づき連系線の空容量が増加する場合に限り適用するものとする。</u>